

## 教導翻譯日文契約書

周躍原

淡江大學日本語文學系講師

### 摘要

日文系學生畢業後，即使不成為一名專業翻譯員，一旦進入和日本商務有關的企業就業，往往企業也會期待他（她）能翻譯各種商業文件資料，包括電子郵件、商品規格、使用手冊乃至契約書。

本文旨在探討翻譯日文契約書的教學法。筆者首先建議讓學生練習翻譯契約書前，先就何謂契約書作說明，並教導和契約書翻譯有關的一些預備知識：譬如應確實查閱專業術語與法律用語；正確分辨權利與義務；統一同一詞彙之譯詞；以書寫體翻譯等。接下來再就學生的翻譯內容找出不適當的翻譯與錯譯，進行分析以掌握學生易犯錯誤類型與相關教學法。

關鍵字： 契約書翻譯 預備知識 翻譯練習 錯譯分析

## **Teaching the translation of Japanese contracts into Chinese**

Zhou, Yao-yuan

Lecturer, Tamkang University, Taiwan

### **Abstract**

Students of the department of Japanese language, after graduation, even though not becoming professional translators, once employed by enterprises related to Japanese business, usually will be expected to be able to translate a variety of commercial documents, including emails, product specifications, manuals and even contracts.

This paper aims to introduce the teaching method of the translation of Japanese contracts into Chinese. First, before having students practice, I suggest explaining what a contract is, and teaching the preliminary knowledge of contract translation; for example, how to consult dictionaries for specialized and legal terminology; how to distinguish correctly rights and obligations; how to unify a translation for the same vocabulary; and how to write using literary expressions, etc. Then on the basis of the students' actual translations, find their inappropriate renderings and errors, and proceed with an analysis to locate the kinds of errors students easily make and next pinpoint the best teaching methods to use for instruction.

**Keywords:** contract translation, preliminary knowledge,  
translation practice, analysis of mistranslation

## 日本語契約書の中訳指導について

周躍原

淡江大学日本語学科講師

### 要旨

学生たちが社会に出て、専門の翻訳者にならなくても日本ビジネスにかかわる会社に就職すれば、「日本語学科卒」ということだけで、日本語のスペシャリストとして期待され、メールからスペック、マニュアル、契約書にいたるまで様々なビジネス文章を翻訳させられる機会は意外に多い

本稿では日本語契約書の中訳を導入するに当たって、予め契約書について説明しておいてから専門用語・法律用語を正確に調べること、権利と義務の表現を正しく使い分けること、同じ言葉には同じ訳語をあてること、文言で仕上げることなどの、契約書翻訳に関する予備知識を教えることを提言する。そして、学習者に契約書を訳してもらい、その訳文の問題点や誤訳を見出して分析する。それに基づいて学習者がよく犯す間違いの実態や原因を把握し、日本語契約書の中訳の指導法への示唆を得る。

キーワード： 契約書翻訳 予備知識 翻訳演習 誤訳の分析

## 日本語契約書の中訳指導について

周躍原

淡江大学日本語文学科講師

### 1. はじめに

数十年前のことだが、筆者は兵役が終わって貿易商社に入社してまもなく仏文の信用状（L/C）を中訳させられたことを今も覚えている。信用状は、銀行が契約書に基づいて発行する支払い確約書で、契約書の一つとも言える。その後も時折契約書や信用状を翻訳する仕事を与えられていた。その経験から、翻訳授業のカリキュラムに契約書翻訳も組み込ませる必要があると考えたわけである。

本稿では、和文契約書の中訳指導に当たって、学習者に試訳してもらう前に、予備知識の習得を目的とした導入講義で何を教えるかを紹介する。そして、契約書の翻訳練習とそのフィードバックに関する段取りと解説を説明する。

本稿が同じようなテーマに取り組んでいる関係者にとって、少しでも参考になれば幸甚である。

### 2. 契約書翻訳に関する予備知識

学習者に契約書を翻訳させる前に、予備知識として次のことを指導する。

#### 2.1 契約書は何のために作成するのか

契約書とは、法律的な効力を念頭に合意し、書き記した書類である。台湾では同じく「契約書」、または「契約」と言われ、中国では「契約書」より「合同」とよく言われる。契約書の中には、当事者の権利義務および将来何らかの事態が発生した場合の対処方法が定めらる。仮に契約書をめぐって裁判になった場合、裁判所は契約書に書かれている定めに従って勝ち負けを決め、判決を下す。部屋を借りて暮らしている学習者も多いので、賃貸契約書を具体例として挙げて説明すれば、確実に分かってもらえると思う。

このように、契約書は業務遂行上きわめて重要な文書であり、当事者は内容を正確に理解していなければならない。したがって、原則として契約書の翻訳は厳復の「信達雅」論の「信」、即ち原文に忠実であることを特に重んじるべきである。

## 2.2 契約書の構成を知っておく

契約書は大きくは「本体条項」と「一般条項」から構成されており、本体条項は契約書の種類によって記載内容が大きく異なるが、一般条項は如何なる契約書の後半においても概ね、解約・変更、契約有効期間、準拠法、言語、協議等といった内容が記されている。したがって、一般条項の題名と概要を予め知っておくと、比較的能率的に訳すことができるようになる。

## 2.3 専門用語・法律用語を正確に調べる

専門用語や法律用語の意味については地道に辞書にあたることである。しかし、一般の辞書で常に法律用語として適切なものがみつかるとは限らないので、法律用語の辞書も参照する必要がある。

例えば、「あの人には善意というものが全くない」。日常生活でこんな使い方をするときには、その人に「よい心」や「他人のためを思う親切心」がないことを表すのが普通である。ところが民法の条文に登場する「善意」は、その人がある事実を「知らない」ということだけを意味する。逆に、知っている場合は「悪意」となる。<sup>1</sup>（ことばオンライン）

とにかく、文脈上、訳文の意味が何となくしっくりこないと感じた場合、必ず辞書にあたるべきである。そして、法律用語の対訳集のようなものをパソコンに整理して地道に語彙を増やす努力を重ねていけば、次第に自信を持って契約書を翻訳できるようになる。

また、『法律用語辞典』有斐閣、『図解による法律用語辞典』自由国民社、『必携法令難語辞典』三省堂、『新編法律大辞典』學知出版事業公司、『法律類似語辨異』五南圖書出版公司などのような

<sup>1</sup> [http://www.nikkei.com/article/DGXNASDB05004\\_V01C13A1000000/](http://www.nikkei.com/article/DGXNASDB05004_V01C13A1000000/) (2016. 7. 1.)

辞書が役に立つ。且つ、インターネット検索を駆使すること。

## 2.4 権利と義務の表現を正しく使い分ける

ある行政書士事務所のウェブサイトには次のようなことが書かれている。

「契約書は、当事者間の権利と義務を規定した文書ですから、当事者（甲・乙など）が主語となる文章では、ほとんど、その主語の当事者の権利または義務を規定します。」、「権利なのか義務なのかを明確に記載しなければ、当事者間で権利・義務の解釈を巡ってトラブルとなる可能性があります。」<sup>2</sup>（小山内行政書士事務所）

それ故、契約書の翻訳にあたっては権利・義務に関する条項、特に文末の表現を細心の注意を払って読み取り、明確に訳すことが肝心である。ちなみに、権利の表現は日本語で「～することができる」、「～することが可能である」、「～できるものとする」、中国語なら「得（～することができる）」、「可（～してよろしい）」のような表現とする。これに対して、義務の表現は、日本語で「～するものとする」、「～する」、「～しなければならない」、「～してはならない」、「～しないものとする」、「～できないものとする」と、中国語なら「應（～しなければならない）」、「須（～すべきである）」、「務必（しなければならない）」、「不得（してはならない）」のような表現とする。（胡健芳2008 p.126,127）

## 2.5 同じ言葉には同じ訳語をあてる

一つの日本語単語をいったんある中国語の言葉に訳した以上、文脈上違う意味でない限り、それを徹底しなければならない。なぜなら、訳語が違うと、意味も違うのではないかという疑いを招く恐れがあるからである。文学作品の翻訳ではないから、別に美しく豊かで変化に富んだ言葉遣いを目指さなくてよいのである。例えば、契約書の中に「本病院」が出てきたら、「本醫院」と訳すが、もちろ

<sup>2</sup> [http://www5f.biglobe.ne.jp/~r\\_osanai-jimusho/jk/07.html](http://www5f.biglobe.ne.jp/~r_osanai-jimusho/jk/07.html)（2016.7.1.アクセス）

# airiti

ん「本件醫院」か「本案醫院」などでもよいのだが、ひとたび「本醫院」をあてると、あとから「本病院」が繰り返して出た場合、一貫して同じ訳語「本醫院」を用いなければならない。

## 2.6 文言で仕上げる

日本語には文語と口語があったように、中国語も文言と白話に大別されるが、中国語の法的文章では主に文言が用いられる。したがって、契約書を中国語に翻訳する場合にもなるべく文言を使って仕上げる。中国語の契約書には、次のような言葉がよく使われる。

茲（今般）、該（当該の）、其（その）、之（の）、則（は）、即（すなわち）、自（より）、至（至る）、於（において）、以（をもって）、爲（である）、係（である）、因（により）、者（もの）、與（と）、及（及び）、暨（及び）、均（全部）、皆（全て）、悉（全て）、爰（そこで）、逕（直に）、僅（ただ）、惟（ただし、しかし）、倘（仮に）、若（もし）など。

## 3. 契約書を訳してもらおう

まず、実際にあった契約書を課題文として<sup>3</sup>学習者にグループ毎に訳させる。翻訳のクラスでは、学習者同士が相互学習してもらうために、学習者を1グループ2~3人でグループ分けをしているのである。次に、集まった訳文によくある間違いをグループ討論を通してみつけてもらう。そうして、教師の示唆や学習者による自己修正で訂正してもらう。最後に、学習者に前述の、訳文によくある間違いについて解説し、翻訳の際にそうした間違いを回避すべきだということ改めて指摘する。

契約書の種類は雇用、委任、委託、請負、特許・商標権、会社合資・合併、商品・不動産・ロイヤルティの売買など色々あるが、今回用いたのは委託業務関係の契約書である。

ここからは、課題文の契約書の中文訳について、学習者の不適切

---

<sup>3</sup>当該契約書の当事者から、企業名・病院名と試験材料を隠しておけばという条件で、学術的使用の口頭許諾を得ておる。

な翻訳または誤訳<sup>4</sup>（以下「試訳」という）を課題別にグループ分けをして原文と照らし合わせながら、筆者の参考訳である「訳例」をもって解説していく。原文と訳例にある下線は筆者が説明の便宜上、引いたものである。

### 3.1 日本語原文に引きずられての訳出

#### 3.1.1

**【原文】** 病院（以下「本病院」という）  
**【試訳】** 病院(以下稱「本件病院」)  
**【訳例】** 醫院(以下簡稱本件醫院)

・日本語の「病院」は中国語の「醫院」にあたるが、学習者は日本語のまま「病院」と訳した。中国語の「病院」は専門病院を指し、「精神病院」や「傳染病院」のように熟語化する場合に用いる。

#### 3.1.2

**【原文】**（前略）（1）本試験で対象とする病種は、①「痴呆症」、「高脂血症」の2種とする。（中略）  
 （3）本試験に供する患者数は、(1)に定める②各病種について90名とし、これらを3群に分け(2)に定める各試験試料を投与するものとする。  
 ③投与量は1日3包（④内容量1.5g/包）、⑤投与期間は30日間とする。  
 （4）（前略）a.⑥MMSテストにより「⑦前痴呆」および「軽度痴呆」に分類される患者を痴呆症患者とする。（中略）  
 （6）本試験の実施期間は、甲が乙の指定する銀行口座に委託金を送金して日⑧からの7ヶ月間とする。ただし、前項で定める各病種の選定基準に該当する患者数を実施期間内に確保することが困難な⑨場合（後略）  
**【試訳】** ①「痴呆症」/「阿茲海默症」 ②各病種90名 ③投与量 ④内容量 ⑤投与期間 ⑥MMS試験 ⑦「前痴呆症」 ⑧開始的7個月 ⑨場合  
**【訳例】**（一）作為本件試驗試驗對象之病症為①「神經認知障礙」、「高脂血症」兩種。  
 （三）本件試驗提供之患者數為第(一)項所定之②病種各九十名，分為三組，提供第(二)項之各試驗材料。③服用量為每日三包，（每包④劑量一點五克），⑤投藥時間三十天。  
 （四）a.依據⑥MMS試驗（Mini-Mental State Examination, 簡易智能評估）為標準，將分類為「⑦疑似神經認知障礙」和「輕度神經認知障礙」者定為神經認知障礙患者。

<sup>4</sup>著作権を考慮して学習者の訳文に問題がない部分は省略させていただく。

(六) 本件試験実施時間定為甲方將委託金匯至乙方所指定之銀行帳戶日期⑧開始起算七個月。惟若於實施期間內無法確保符合前項所定各病種選定基準之患者數⑨時

①⑥⑦「痴呆」という言葉は、日本では廃止され、「認知症」と置き換えられた。訳語は「癡呆症」のまま使っているのがやはり不適切である。今台湾では「失智症」または「神經認知障礙」と言う。また、「阿茲海默症」と訳した学習者も多くいるが、「アルツハイマー」は認知症の中の一つに過ぎないので<sup>5</sup>、誤訳とされる。ちなみに、詳しい説明が依頼者のためになると判断した場合、依頼者から頼まれていなくてもやはり訳例の⑥のように、加訳として説明を加える、説明が長い場合に訳註を付けるのが親切である。

②～⑤「各病種について90名」、「投与量」、「内容量」という日本語の熟語がそのまま中国語訳として用いられ、違和感が生じる。

⑧試験の実施期間に関する規定だが、「～からの7ヶ月間」を「～開始的7ヶ月」と訳されたが原文に縛られての訳出だろう。「～開始起算七個月」と訳したほうが意味がはっきりしていてわかりやすい。

⑨この「場合」は中国語の「場合」といわれる同形異義語ではないものの、そのまま訳語として用いてはやはりしっくりしない。「時」か「情況」と訳するのが普通である。

### 3.1.3

【原文】台湾元から米国ドルへの換算は契約締結日の交換レートで行うものとする。

【訳語】交換

【訳例】台幣對美元之換算依照契約簽訂日之兌換匯率計算。

・日本語の「交換」のまま、訳語として用いられる。日中、中日の翻訳によく見られる、原文の熟語に引きずられた誤訳である。

### 3.1.4

【原文】甲は、(中略)保証金として(金額)台湾元を、①乙が所有する日本の銀行口座に振込むものとする。(中略)

<sup>5</sup> <http://www.shs.edu.tw/works/essay/2015/03/2015033021510342>  
(2016.7.1. アクセス)

3. 乙は、（中略）本契約期間終了時点で残金を②精算し（後略）

【試訳】①乙方所有之日本銀行帳戶／於日本之所有銀行帳戶 ②精算／細算

【訳例】甲方將保證金以等額日元匯至①乙方所持有之日本之銀行帳戶。

三.乙方須於本契約期滿時，②結算剩餘金額

①原文の「所有する」という動詞は、中国語の「所有」と同じ意味を持っている。しかし、中国語の「所有」には二つの用法があり、一つは動詞で、一つは形容詞である。形容詞としての「所有」は後ろに被修飾語が付いてくるが、動詞の「所有」の後ろに賓語（目的語）はこない。だから、試訳の「乙方所有之日本銀行帳戶／乙方於日本之所有銀行帳戶」の「所有」は「すべて、あらゆる」という意味になってしまう。後ろに賓語がくる場合に「所有」の代わりに「所持有」か「所擁有」を使うべきである。また、「日本の銀行」は「日本銀行」と訳されたが、固有名詞になってしまう。

②第3項にある「精算」は「精算」または「細算」と訳されたが、中国語には「精打細算」という言葉はあるが、「精算」は保険やファイナンスの分野でしか使用されない専門用語で、「細算」は囲碁の専門用語である。

### 3.1.5

【原文】甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から知得したすべての技術的、営業的情報及び資料を秘密に保持するものとし、そのための万全の措置を講ずる。

【試訳】對～對方技術性、營業性情報與資料保守秘密

【訳例】甲乙雙方須採取萬全措施，對由本契約得知之對方技術方面與業務方面之資訊與資料負有保密義務。

・日本語の「技術的、営業的情報」を「技術性、營業性情報」と訳されたが、いずれも中国語らしくない。「技術方面與業務方面之資訊」としたほうが自然だと思われる。また、試訳の「對～情報與資料保守秘密」は不自然な中国語で、「保守秘密」の前に義務を表す副詞の「務須」が必要である。或いは、動詞「負」と名詞「義務」を付け加えて「對～資訊與資料負有保密義務」とすればしっくりする。又、台湾では軍事、行政上の用語でない限り、「情報」より「資訊」

が使われる。

### 3.1.6

**【原文】** 甲又は乙は、①自己の都合により本契約を解除又は変更しようとするときは、②1ヶ月の予告期間をもって相手方に文書で通知し、その同意を得なければならない。

**【試訳】** ①自己／個人②於一個月之預告期間内

**【訳例】** 甲方或乙方若因①己方因素欲解約或變更本契約時，須②於一個月前／提前一個月以書面通知對方，於取得同意後方可實施。

①「自己」という日本語は契約書の場合、中国語で「自分の方」という意味で「己方」と記し、「自己」を使わない。「個人」という言葉も当事者が法人である場合では使わない。

②「1ヶ月の予告期間をもって」の試訳は「於一個月之預告期間内」となっているが、原文は解除又は変更する日の一ヶ月前までに通知しなければならないという意味だが、試訳はそうしたいことが決まってから一ヶ月以内に通知することであるという意味になってしまう。つまり、30日以上という期間が30日以下の期間になるわけである。このような場合は、一ヶ月早めにとという意味で「於一個月前」または「提前一個月」と訳せば明確ですっきりした文になる。

### 3.1.7

**【原文】** 甲は、本研究の成果のうち、①特許又は実用新案登録の対象となる発明又は考案について（後略）

当該②工業所有権出願に対する③拒絶の査定又は④審決の確定日若しくは当該工業所有権に対する⑤無効の審決の確定日まで（後略）

**【試訳】** ①專利或實用新案登録 ②工業所有權 ③査定拒絶 ④審定之確定日 ⑤判定無効之確定日

**【訳例】** 甲方就本研究之成果中，可成爲①實用性之專利新型登録對象之發明或設計

對該②工業財產權申請③核駁或④最終審定之日期、或對該工業財產權⑤最終裁決確定無效之日期爲止

①～⑤下線の付いた日本語の訳語は、試訳では殆ど日本語の漢語をそのまま置き換えただけのものである。これらの日本語は全て行政上の事務・行為を示す用語なのでその対訳は台湾經濟部あたりのサイトで調べれば見付かるはずである。翻訳にあたってのリサーチ作

業を怠ったと感じられる。

## 3.2 原文に対する誤解による誤訳

### 3.2.1

**【原文】** 〈試験材料〉①モニター②試験に関する業務委託契約書

**【訳例】** ①監視②実験

**【訳例】** 〈試験材料〉①人体②試験業務委託契約書

①ウィキペディアによると、「モニター (monitor)」の意味は英語で監視や監査を行うもの、指導を行うものという意味である。それが転じてテレビ局やメーカーの依頼により、放送や記事の内容・商品・健康補助食品等について意見を述べる人のことも意味する<sup>6</sup>。そこから、「モニター試験」というのは化粧品や食品、医薬品の有効性や安全性を確かめるためにヒトで試験を実施することである。中国語では「人体試験」と言う。

②辞典で調べてみれば、「試験」は物の性質、性能や人の能力などを試すことだとわかる。一方、「実験」は理論あるいは仮説などについて、人為的にある条件のもとで正しいかどうかを実際に確かめてみることである（角川類語新辞典p. 382）。したがって、両方を混同して「試験」を「実験」と訳すのは不適切である。

### 3.2.2

**【原文】** 前項の規定にかかわらず、第15条第1項、第16条乃至第18条の規定は（後略）

**【訳例】** 或／到

**【訳例】** 惟第十五條第(一)項、第十六條至第十八條之規定

・「乃至」は「或」と訳されたが、確かに通常は「或いは」「又は」と同じ意味で使用されている。しかし、法令用語としての意味は、「何々から何々まで」というものである。<sup>7</sup>（弁護士法人菊池綜合法律事務所）契約書で使用されている用語には、一般会話等で使用さ

<sup>6</sup><https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%A2%E3%83%8B%E3%82%BF%E3%83%BC>（2016.7.1.アクセス）

<sup>7</sup> <http://mbp-okayama.com/kikuchi/column/7571/>（2016.7.1.アクセス）

れているのとはかなり異なった意味を有するものが少なくないので要注意である。他に正しい意味で訳されたものもあるが、訳語の「到」は口語なので文語の「至」とすべきである。

### 3.2.3

**【原文】** その他の費用は、乙又は本病院により負担されるものとする。

**【試訳】** 與

**【訳例】** 其他經費由乙方或本件醫院負擔。

・「また＝and」は並立・累加、「または＝or」は選択・対比を表す接続詞であるが、試訳は両者の混同による誤訳となっている。

### 3.2.4

**【原文】** 乙が公表を希望して公表先、公表理由、公表時期及び公表内容を記載した文書により、甲の承諾を求め（後略）

**【試訳】** 根據

**【訳例】** 乙方以書面記載希望公佈之公佈對象、公佈理由、公佈時期及公佈内容，徵求甲方同意

・「により」はもとづく、原因、関係する、手段にする、拠点にする、という複数の意味がある。ここでは手段にするという意味なので、「根據」ではなく「以」と訳すべきである。

### 3.2.5

**【原文】** 本契約は、同内容の日本語版及び中国語版を作成し、双方で解釈されるものとする。

**【試訳】** 本契約由雙方解釋，作成内容相同之日語版與中文版。

**【訳例】** 本契約須作成内容相同之日語版與中文版，供雙方解釋時有所依憑。

・試訳は原文の意味と違って「本契約は双方が解釈して同内容の日本語版及び中国語版を作成したものである。」というようなものになってしまう。そもそも、条文が正しく読み取られなかったのであろう。この条文を中訳するには、義務を表す、文末の「～とする」に当たる「須」を文頭にある主格の「本契約」の後ろに置いて、その後ろの部分は原文の語順にそって訳せばよく、試訳のようにひっくり返して訳す必要はない。

## 3.3 日本語単語の不適切な中訳

### 3.3.1

【原文】本試験に関する実施計画作成業務  
 【訳語】制定  
 【訳例】本件試験実施計画制定。

・ 行政院による公布された「法律用語統一表」によれば、「制定」は法律や条文を作る場合に限り使われる言葉となっています。<sup>8</sup>

### 3.3.2

【原文】自己の名と費用で特許等の③出願をし（後略）  
 【訳語】聲請  
 【訳例】以己方名義與費用③申請專利等

・ 「出願」という言葉は「聲請」と訳されたが、それは裁判所のような法的機関への出願の用語である。行政機関への場合では「申請」を用いる。

### 3.3.3

【原文】甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の履行又は解釈に当って生じた①疑義について、信義誠実の原則に従い、②その都度協議により定めるものとする。  
 【訳語】①異議 ②於每次  
 【訳例】甲乙雙方就本契約中未定事宜及對本契約之履行或解釋產生①疑義時，本著誠信原則，②隨時協議解決。

①「疑義」という言葉は中国語でも「疑義」と言うが訳語ではそれが「異議」となっている。両者は意味が全然違う。前者は「分からない点」で、後者は「反対意見」である。翻訳をする時に欠かせないのが、辞書を引くという地道な作業だということを学習者に強調しておきたい。

②「その都度」は辞書を引くと、「每次」という対訳が載っている。それが訳語の訳語になっているが、翻訳とは辞書に載っている対訳語をそのまま入れ替えれば済むことではなく、文脈で最適な言葉を考えなければならない。

### 3.3.4

<sup>8</sup> 法律統一用語表—行政院全球資訊網-行政機構法制作業實務

【原文】甲又は乙は、自己の都合により本契約を解除又は変更しようとするときは（後略）

【訳語】中止

【訳例】甲方或乙方若因己方因素欲解約／終止或變更本契約時

・「解除する」は「中止」と訳されているが、台湾の「經濟部中小企業處法律諮詢服務網」の解答によれば、契約書の場合は「中止」を使うより「終止」のほうが一般的だということである。<sup>9</sup>ちなみに「終止」とは終わることで、「中止」は途中でやめることに重点を置いておる。

### 3.4 中国語契約書の決り文句・台湾の契約書の仕来りにそぐわない翻訳

#### 3.4.1

【原文】①株式会社〈会社名〉②（以下「甲」という）は、〈会社名〉生物科技有限公司（以下「乙」という）に、〈試験材料〉の酵素処理と気流粉碎品の疾病治療効果の比較の確認を目的とする〈病院名〉病院（以下「本病院」という）でのモニター試験の実施（以下「本試験」という）③に係る業務を委託するに当たり、次の通り契約を締結する。

【訳語】①股份公司 ②以下稱「甲」 ③爲委託相關業務,締結以下契約

【訳例】①株式會社〈公司名稱〉②(以下簡稱甲方)委託〈公司名稱〉生物科技有限公司(以下簡稱乙方)於〈醫院名稱〉醫院(以下簡稱本件醫院)實施人體試驗(以下簡稱本件試驗),以確認〈試驗材料〉酵素處理與氣流粉碎物之疾病治療效果比較。③雙方茲就此委託業務事宜,訂立本契約,條款如下。

①契約書の標題に続くのが前文となり、当事者の名前とその契約書を結ぶ目的が記される文である。会社名の翻訳は、もしその会社が中華民国の經濟部商業司に登録してあれば、言うまでもなく登記された社名にすればよい。登記していない場合は、社名は全部漢字であれば「株式会社」四文字を含めてそのままにしたほうが無難だと思われる。なぜなら、厳密に言うと、日本で言う「株式会社」と台湾の「有限公司」や「股份有限公司」とは出資者の責任や運営形態に

<sup>9</sup> <http://law.moeasmea.gov.tw/modules.php?name=Forums&file=viewtopic&p=16281>  
(2016.7.1. アクセス)

においては完全に同じ意味で対応しているわけでもないからである<sup>10</sup>。漢字だけでなく片仮名・平仮名や英字を混ぜ合わせた社名なら、漢字訳名は勝手に訳さず、まず依頼者に教えてもらえばよいと思う。

②契約当事者の定義語は「甲・乙」といった略号で表示されるが、中国語なら決まり表現として「甲方、乙方」と訳するのが一般的です。

③「～に係る業務を委託するに当たり、次の通り契約を締結する」というのは日本語の契約書における決まり文句である。中国語の契約書では、それにあたってよく訳例のような言い方をする。

### 3.4.2

<p><b>【原文】</b> その他前各号に付随して発生する業務</p> <p><b>【試訳】</b> 其他附隨前列各項發生之業務</p> <p><b>【訳例】</b> 以上各項業務實施中發生之其他附帶業務</p>
---

- ・ 試訳は中国語として拙くて違和感がある。

### 3.4.3

<p><b>【原文】</b> 乙が〈中略〉、甲の承諾を求め、甲がこれを認めた時は（後略）</p> <p><b>【試訳】</b> 乙方徵求甲方允許，取得甲方允許後</p> <p><b>【訳例】</b> 乙方徵求甲方同意，經甲方認可後</p>
---

- ・ 「認めた時」が「取得允許後」と訳されたが、やや聞きなれない言い方であり、契約書においては「徵求同意，經認可後」という表現がよく用いられる。

### 3.4.4

<p><b>【原文】</b> 乙は、本試験実施中の<u>2003年</u>1月と同年3月の2回（後略）</p> <p><b>【試訳】</b> 二〇〇三年</p> <p><b>【訳例】</b> 本件試験實施期間乙方須分別於<u>民國九十二年</u>一月及同年三月兩次</p>
--

- ・ 台湾で作成された法的文章における暦は中華民国紀年を用いるのがしきたりである。

### 3.4.5

<sup>10</sup> 中華民国の公司法によれば、会社の形態は有限公司、有限公司、兩合公司、股份有限公司に分かれる。これに対し、日本の会社形態には合名会社、合資会社、有限会社、株式会社がある。

【原文】甲の支払いについて、台湾政府又は地方行政により課せられるあらゆる種類の税金（後略）

【訳語】台湾

【訳例】中華民國政府或地方行政單位就甲方付款所課征之各種税金

・日本国政府は、1972年以降中華民國を国家として承認していないため、「台湾」という表記・呼称を使用しているが、台湾国内では特に正式な書類に「中華民國」と記載することとなっている。

### 3.4.6

【原文】乙は、天災地変その他乙の責によらないやむを得ない事由により本試験の継続が困難となった場合（後略）

【訳語】不得已／無可奈何

【訳例】因天災地變及其他非乙方責任所造成之不可抗力事由而使本件試驗窒碍難行時

・「やむを得ない」という表現に対応する中国語は、確かに訳文に使われている「不得已、無可奈何」だが、契約書の場合は、やはり「不可抗力」という決まり文句を用いるのが一般的である。

### 3.4.7

【原文】前項の規定にかかわらず、乙が（中略）、甲の承諾を求め、甲がこれを認めた時は、乙はその認められた範囲内において公表することができる。

【訳語】無關／不管／排除 前項規定，乙徵求甲允許，取得甲允許後，可於認可範圍內發表。

【訳例】惟乙方徵求甲方同意，經甲方認可後，可於認可範圍內發表而不受前項規定拘束。

・文頭「前項の規定にかかわらず」に対する訳語は「無關／不管／排除 前項規定」となっているが、契約書の場合では、「不受前項規定拘束」という決まり文句がよく用いられる。また、訳語のように、原文の語順のまま訳されても構わないが、ぎこちない中国語になってしまうので、倒訳して「不受前項規定拘束」を文末に置くほうが中国語らしくなるし分かりやすい。

### 3.4.8

【原文】①第24条（中略）本基本契約の締結を証するため同内容の日本語版②2通と中国語版2通を作成し、甲乙記名捺印の上③各々1通を保有する。

【試訳】①第24條 ②二份 ③各自保有一份

【訳例】①第二十四條 爲證明本基本契約之簽訂，撰寫相同内容之日文版②二／兩／貳份與中文版二／兩／貳份，經甲乙雙方簽名蓋章，③各執日、中文版一／乙／壹份爲憑。

①②③台湾で作成した、中国語の契約書における数字はアラビア数字の代わりに、漢数字を使うのが一般的である。また、日本も同じであるが、重要な法的文書における数字は、改ざんによる詐欺を防ぐために、大字で記す。余談だが、清朝の雍正皇帝は男子35人のうちの四男であったが、父康熙皇帝の遺詔に書かれた、後継者の「十四」番目の子の、「十」の字を「于」と書き換えて即位したという逸話が、当時の野史に残されている。<sup>11</sup>

### 3.5 白話（口語）訳

#### 3.5.1

【原文】ただし、前項で定める各病種の選定基準に該当する患者数を実施期間内に確保することが困難な場合（後略）

【試訳】但是如果

【訳例】惟若於實施期間内無法確保符合前項所定各病種選定基準之患者數時

・「ただし」という接続詞を「但是如果」と訳したが、意味は合っているが口語で契約書に馴染まない表現である。

#### 3.5.2

【原文】（前略）派生する損失に対する弁償については、別途、甲乙協議の上、その負担割合を決定するものとする。

【試訳】以另外的方法

【訳例】所造成損失之賠償，應由甲乙雙方另行協議後決定負擔比率。

・「別途」という日本語が「以另外的方法」と訳されたが、それは口語的で文脈から見ても意味がずれている。こういう法的文章では「別途」の意味で「另行」という言葉を用いるのが一般的である。

#### 3.5.3

【原文】乙は、本研究の内容及び成果を原則として第三者に公表してはならない。

<sup>11</sup> <http://qchd.baike.com/article-77296.html>（2016.7.1.アクセス）

【試訳】 不能／不可以

【訳例】 乙方原則上不得向第三者公佈本研究之內容與成果。

・「してはならない」は中国語で確かに「不能」「不可以」と言うが、しかし、それはどちらかという口語的表現なので契約書の用語としては違和感がある。文語の「不得」に訳したほうが相応しい。

### 3.6 権利と義務の混同

#### 3.6.1

【原文】 乙は甲に速やかに告知し、第21条に定める契約有効期間を限度として本試験の実施期間を延長することができるものとする。

【試訳】 應～並延長

【訳例】 乙方應迅速通知甲方並得根據第二十一條制定之契約有效期為限，延長試驗期限。

・「延長することができる」は可能形の肯定文で権利を表す言い方なので、訳文に「得」を付け加えなければならない。

#### 3.6.2

【原文】 乙は、本試験終了後30日以内に本病院に対して、甲への試験結果報告会を開催させると共に、試験報告書を甲へ提出させるものとする。

【試訳】 可要求

【訳例】 乙方於本件試験結束後三十天內須責成本件醫院為甲方召開試驗結果報告會，並由本件醫院向甲方提出試驗報告書。

・原文の文末に「～ものとする」と書かれているのに、試訳は「可」となっている。義務を権利と取られ、明らかに誤訳である。また、ここの使役の意味を中訳する場合は、「要求」よりも「責任をもってやらせる」という意味で「責成」と訳すほうがしっくりする。

### 3.7 構文解釈の誤りによる誤訳

#### 3.7.1

【原文】 ①乙は、本試験終了後30日以内に本病院に対して、甲への試験結果報告会を開催させると共に、試験報告書を甲へ提出させるものとする。

2. ②乙は、(中略)本病院に対して甲への中間報告を行わせるものとする。

【試訳】 一. ①乙於本件試験結束後三十天內可要求本件醫院為甲召開試驗結果報告會，並向甲提出試驗報告書。

二. ②乙對本件醫院向甲提出中間報告。

【訳例】 一. ①乙方於本件試験結束後三十天內須責成本件醫院為甲方召開試驗結果報告會，並由本件醫院向甲方提出試驗報告書。

二. ②本件試験実施期間、乙方須責成本件醫院向甲方提交中間報告。

①原文の使役文においては、使役主（乙）と使役対象（本病院）の関係、または「本病院」が二つの使役動詞（開催させる、提出させる）の同一動作主であることが、格表示によってはっきりと表されている。しかし、中訳の場合は二つ目の使役動詞（提出させる）の動作主を再び記さないと、その動作主は「乙」だと間違っているとられてしまう恐れが生じる。

②試訳は原文の構文に沿って訳されたもので、意味不明な中国語になってしまう。特にその動作主はだれか不明である。

### 3.7.2.

**【原文】** 甲は、乙に対して準備業務を除く委託業務の実施および成果物の譲渡の対価として、金〈金額〉台湾元を支払う。

**【試訳】** 甲方除準備業務外

**【訳例】** 甲方向乙方支付台幣〈金額〉元作為準備業務以外之委託業務實施與成果轉讓之代價。

・「準備業務を除く」は後に付いてくる「委託業務」の連体修飾語でその「を除く」は「を除外する、を含まない」という意味であるが、学習者が「そのほか、それ以外に」というふうの間違って読み取って原文の意味から外れた、理屈に合わない訳文を作ってしまう。

### 3.7.3

**【原文】** ①甲から乙への委託金の支払いは、第6条に定める②委託金額と同額の米国ドルで行うものとする。

**【試訳】** ①甲方對於乙方所支付委託金 ②委託金額和等額美元

**【訳例】** ①甲方向乙方支付委託金／甲方支付乙方委託金，需按第六條所定②委託金額以等額美元支付。

①「甲から乙への委託金の支払い」における支払い側は明らかに「甲」であるが、学習者が逆に取ってしまうようで、「甲が乙の送金に対して」という意味合いで訳出してしまふ。

②「委託金額と同額の米国ドル」の「と」を「及び」と勘違いした。

### 3.7.4

**【原文】** ①乙は、本試験中に人体の健康に影響する事故が発生した場合、甲および本病院と協議し、直ちに本試験を中止するものとする。（中略）

4. ②乙は、前項により本業務が中止されたときには、本業務の中止までに得られた試験結果を速やかに甲に提出する。

【訳語】①若乙方於本件試験中發生影響人體健康之意外，應與甲方及本件醫院協議～。

四. ②乙方依前項中止本件業務時，須及時向甲方提交～。

【訳例】①於本件試験期間若發生影響人體健康之情事，乙方應與甲方及本件醫院協議，隨即終止本件試験。

四. ②本件業務因前項原因中止時，乙方須及時向甲方提交本件業務中止前所獲得之試験報告。

①②原文の冒頭の「乙は、」という表現がきちんと読み取られなかったため、誤訳となってしまった。そもそも係助詞の「は」は文末にまで力を及ぼしているのである。が、その後ろの読点によって、「乙」が直後の「本試験中に～発生した場合」という従属節とは係わりなく、その後の主節内の「協議し」と「中止する」という述語と係わるということが示されている。このような場合、中訳文では主語の「乙」を主節の文頭に移動すべきである。しかし、訳語では「乙」がそのまま従属節の文頭に置かれたため、「乙に事故が起こった場合～」と、「乙が本業務を中止するときには～」というような意味合いの中訳になってしまう。ちなみに、孤立語の中国語の文章によく使われる句読点などの文章記号は膠着語の日本語でよく使われるのと比べて多くある。例えば、セミコロン「;」は、日本語では使われない。また、同じ読点「、」やカンマ「，」と言っても中文と日本語における使い方は同じではない。そのため、翻訳するとき、訳文の句読点を原文の句読点に合わせる必要はない。

### 3.7.5

【原文】（1）相手方から①提供又は開示をうける以前に、既に自己が保有していたこと、又は公知であったことを立証できる②もの。

（2）相手方から提供又は開示を受けた後、自己の責によらないで公知となったもの。

（3）甲乙協議により、機密保持の対象としないこととしたもの。

【訳語】（一a）①由對方提供或明白出示前，可證實己方已保有或既為週知②之事。

（一b）①由對方提供或明白出示前，己方已保有或可證實既為週知②之事。

（二）～②之情形。

(三)～②之事宜。

**【訳例】**

(一) ①可證實由對方提供或明白出示前己方已保有或既公開②者。

(二) 由对方提供或明白出示後，非屬己方責任而遭公開②者。

(三) 由甲乙雙方協議決定無須保密②者。

①第(1)項の「相手方から提供又は開示をうける以前に、既に自己が保有していたこと、又は公知であったこと」は形式名詞「こと」によって構成された二つの名詞句で、目的格として他動詞「立証できる」の対象となっている。また、その名詞句の文頭に記された「相手方から提供又は開示をうける以前に、」は時間を表す連用修飾句で後ろの用言「保有していた」と「公知であった」を修飾している。が、学習者は、その時間修飾語は「立証できる」を修飾していると間違って読み取って(一a)のような誤訳をした。又は、時間修飾語は「保有していた」にかかっているように正しく読み取ったが、「立証できる」の対象は「公知であったこと」だけであると誤解して(一b)の訳出をしてしまった。現実を考えても、相手方から何を提供又は開示するかさえ知らないのに、その前にその知らないものを自己が保有していた、又は公知であったということを自ら立証するのは有りえない。翻訳する際に、原文に対する自分の理解がどうやらおかしかったり、筋が立たなかったりしていると思ったら、きっと間違っていて理解していると自覚して原文を改めてじっくり読みこまなければならない。

②ちなみに、(1)(2)(3)項文の語尾は全部形式名詞「もの」となっている。これに対し、訳文ではそれぞれ「之事」「之情形」「之事宜」としたが、「者」に統一して訳すほうが簡潔になる。

## 3.8 翻訳技法

### 3.8.1

**【原文】** 〈試験材料〉モニター試験に関する業務委託契約書

**【訳訳】** 關於

**【訳例】** 〈試験材料〉.....人體試驗業務委託契約書

- ・原文の契約書表題の「～に関する」という言葉は訳さないほうが

中国語としてすっきりすると思う。契約書の翻訳においては加訳、減訳はなるべく避けたいが、訳文の簡潔さ又は明瞭さを求めて、意味上差異が生じなければ、やはり行ったほうが良いと思われる。

### 3.8.2

**【原文】** 乙は、本出願のため、乙の従業者である発明者又は考案者から本発明等を甲に譲渡する証書を乙に交付する。

**【試訳】** 乙方將身為乙方工作人員之發明者或設計者為本件申請將本件發明等轉讓予甲方之證書交付（乙方）。

**【訳例】** 身為乙方工作人員之發明者或設計者為本件申請將本件發明等轉讓予甲方，乙方將其證書交付（乙方）。

・原文の主語である「乙」の後ろに句読点がついているので文構造が明確になっている。試訳では、原文の語順のままに訳したが中国語の読点の付け方によって主語の後ろにつけていない。しかし、項文には三つの乙と一つの甲も出ているのでその掛かり具合が曖昧になってしまっていて分かりにくい。このような場合は分訳（分けて訳す）で目的語「証書」の長い修飾文を取り出して先に訳しておいてから、主要部分を訳して文末におけば、全体の意味が分かりやすくなる。

### 3.9 問題のある原文

前項の文末に「～証書を乙に交付する。」となっている。しかし、その主語、即ち「交付する」の動作主を見るとやはり「乙」である。これは原文の入力ミスと思うが、通常の文章の翻訳であれば翻訳者が文脈上適当に訂正して訳しても構わないかもしれない。しかし、契約書の翻訳では翻訳者の独断で意味が通じるように変更したりしてはならない。特にこういう品物・製品の引渡しや金銭の支払いの条件など、当事者の権利義務に係わる条文については格別慎重に扱う必要がある。そこで、できれば不明確な部分、疑問に思う部分につき依頼者に尋ねたり、そのまま訳し訳注をつけたりする工夫が必要である。特に、交渉の途中の場合或いはこれから交渉を開始する場合は、プロの翻訳者として不明な部分を指摘すべきである。

### 3.10 訳漏れ

**【原文】** 乙は、〈中略〉甲に対して甲の指定する銀行口座に日本円で本契約

期間終了後30日以内に振込むものとする。

【試訳】乙須於本契約期滿後三十天內，匯至甲指定之銀行帳戶予甲。

【訳例】乙方須於本契約期滿後三十天內，以日元匯至甲方指定之銀行帳戶予甲方。

・「日本円で」という言葉の訳語が試訳に見当たらない。訳抜けが契約書翻訳の最大の注意事項の一つだと言える。それを防ぐには一つの条文を訳し終えたら必ずその条文の全体を通して読み合わせてみるのが大切である。訳文をタイピングしながら原文削除していくというやり方もあるが、まだ訳していないものまで誤って削除してしまう恐れがあるから、次のやり方を薦める。まず原文を全部ハイライトで色を付け、訳のできた部分からハイライトを解除していくと、漏れがあるかどうか簡単にチェックできる。

### 3.11 タイピングミス

【原文】該当する患者数を実施期間内に確保することが困難な場合（後略）

【試訳】再実施期間内

【訳例】惟若於實施期間内無法確保患者數時

・試訳の「再」は明らかなタイピングミスである。訳し終わったら念入りにチェックすることである。

### 3.12 日付や署名等の配列

【原文】2009年 月 日

住 所 日本国 \_\_\_\_\_  
甲 会社名 株式会社 \_\_\_\_\_  
調印者 事業開発部部長 \_\_\_\_\_

住 所 台湾 \_\_\_\_\_  
乙 会社名 \_\_\_\_\_ 有限公司  
調印者 總經理 \_\_\_\_\_

【試訳】2009年 月 日

甲方地 址 日本國 \_\_\_\_\_  
會社名稱 株式會社 \_\_\_\_\_  
簽 訂 者 事業開發部部長 \_\_\_\_\_

乙方 地 址 台灣 \_\_\_\_\_  
會社名稱 \_\_\_\_\_ 有限公司  
簽 訂 者 總經理 \_\_\_\_\_

【訳例】

甲方 公司名稱 株式會社 \_\_\_\_\_  
地 址 日本國 \_\_\_\_\_  
事業開發部部長 \_\_\_\_\_

乙方 公司名稱 \_\_\_\_\_ 有限公司  
地 址 台灣 \_\_\_\_\_  
總 經 理 \_\_\_\_\_

中 華 民 國 年 月 日

・日本語の契約書の最後には契約の締結日、当事者の住所、会社名、決裁権限のある調印者の肩書と氏名がその順番で記載されるのが一般的です。一方、中国語の契約書では、その順番が会社名、住所、

調印者の肩書と氏名、締結日となっている。また、日本語の契約書を作成した際、書面の最後に余白が沢山ある場合に、「以下余白」という文字を入れるか印鑑を押すか、その何れかにして余白の悪用を防ぐ。一方、台湾で契約書を作成する場合は、日付の後のいかなる記載もその正式な効力は認められないという意味で、最後の一行を端から端まで使って契約の締結日を記載する。

全文を訳し終えたら、面倒でも一度全訳文を紙に印刷して元原稿と突き合わせながら、数値や記号の転記ミスや訳漏れがないかなどチェックするように指導する。

#### 4. おわりに

学習者の試訳に基づいてその問題点を分類して分析することを通じて学習者がよく犯す間違いの実態や原因を把握できた。

契約書の翻訳では内容を正確に把握することと適した訳語や表現を見付けることが大切である。そのために、契約書における両言語の定型表現や特有の言い回しに慣れることと、契約書に関する基本構造や専門知識の把握が必要である。そこで指導に当たって契約書翻訳に関する予備知識を教えることを勧めるわけである。契約書の翻訳がはじめての学習者にとっては、課題は最初とりつきにくい感じがするかもしれないが、学習が進むにつれて次第に要領がわかってくるはずである。

今後の課題として、演習教材の選定をすることである。試訳してもらった課題文はシンプルなものから徐々に高度な内容までを取り扱い、日本語契約書の読解力・調査力及び契約書の中国語表現力を養えるよう構成しておきたいと思う。又、指導効果を検証する実証研究を行う必要があると考えられる。

付記：本稿は2005年淡江大学日本語学科の「下午茶」において発表した内容に加筆したものである。

#### 参考文献

胡健芳（2008）『基礎からわかる中国語契約書：ビジュアル対訳』かんき出版p. 126, 127

# airiti

※2016年10月30日受理 2016年12月30日審査通過